

●香川県告示第129号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成21年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

ヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域

3の(1)及び(2)に当たっては東かがわ市、さぬき市、小豆島町、坂出市、善通寺市及び観音寺市、3の(3)から(6)までに当たっては香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (3) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (4) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (5) 発生地域から搾乳に供する目的で導入する雌牛
- (6) 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

4 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査又はヨーニン検査及び臨床検査を実施する。